

川越市議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 川越市議会議長（以下「議長」という。）又はその代理者が川越市議会を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費
- (2) 副議長又は常任委員会委員長が議長又はその代理者とともにそれぞれの役職をもって出席する慶事、行事等に要する経費

(支出基準等)

第3条 議長交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出額が必要最小限となるよう努めるものとする。

2 議長交際費の支出基準は、慶事、行事等については別表1のとおりとし、弔事については別表2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、議長交際費は支出先から辞退の申し出があった場合には支出しない。

(公表の原則)

第4条 議長交際費の支出基準及び支出実績は、病気、入院等の見舞い関係の支出相手方の個人名を除き、すべて公表する。

(公表する内容)

第5条 議長交際費の支出の公表は次の事項について行う。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容（支出先を含む）
- (3) 支出金額

(公表の時期等)

第6条 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分をまとめ、翌月の10日までに行うものとする。

(公表の方法)

第7条 議長交際費の公表の方法は、市のホームページへの掲載及び議会事務局における閲覧とする。

(改正)

第8条 この要綱は、議長交際費の支出内容及び支出金額が、市民の感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

対象	内容	支出額
慶事 ・ 竣工式 ・ 祝賀会等	祝金（会費）	案内状に会費等の金額が明記されているものはその額とし、明記がないものは、飲食、記念品の有無及び会場等を勘案して決定。 主催者から会費等の辞退があるとき又は会費等の持参が催事の趣旨に沿わないと思われるとき等は会費等を支出しない。
行事等出席 ・ 総会 ・ 大会等	会費	
協力金交付 ・ 賛助金 ・ 協賛金 ・ 助成金等	交付金	協力交付金は、その種類を問わず 1 万円を限度とし、同一団体に年度中1回に限る。 議長賞交付に伴う褒賞用品の作成に係る経費の扱いについては、同交付に関する事務取扱要綱に定めるところによる。
折衝等 ・ 訪問	手土産	執行部の「交際費（手土産等） の取り扱い」の例による。
行政視察 ・ 訪問		
その他 ・ 接待 ・ 新聞等への掲載 ・ 全国大会出場等の餞別 ・ 災害見舞い（姉妹都市等） ・ その他		他との均衡を勘案。

別表 2 (第 3 条関係)

対象者				香典	花輪等	弔電
議員	現職	本人		○	○	○
		同居の家族・縁者		○	○	○
		別居の実父母・子		○	○市内	○
	元議員本人		注1) ○	○	○	
特別職	現職	本人		○	○	○
		同居の家族		○	○	
		別居の実父母・子		○	○市内	
	元特別職本人		注2) ○	○		
行政委員会		委員	本人	○	○	
			配偶者	○		
		元委員長		注2) ○		
名誉市民				○	○	
市内 現職の代議士・県議会議員				△	△	△
近隣市町 現職の首長・議長				△	△	△
国内姉妹・友好都市の首長・議長				△	△	△
香典の額は10,000円とする。 花輪等とは花輪・生花・桜飾のいずれかとし、これに要する額は相場とする。 香典袋及び花輪等の表書きは「川越市議会」とする。 行政委員会は、選挙管理・監査・公平・教育・固定審査の各委員会をいう。 ※ ○は対応 △は議長判断 縁者は姻族関係の者とする 注1) 対応は、退任後20年以内とする。 注2) 対応は、退任後16年以内とする。						